

平成21年3月19日

お客様・株主様各位

株式会社ヤマダ電機

毎日新聞社との名誉毀損訴訟，弊社勝訴確定の件について

毎日新聞社は、平成19年3月30日に、「ヤマダ電機」「不要家電1600台横流し」「収集委託先中古業者に」との大見出し及び「リサイクル料を着服」との中見出しを付した新聞記事を掲載するとともにニュースを配信し、あたかも弊社が不要家電を不正に他に転売して利益を得たという違法行為を行ったとの誤解を招く報道をしました。

そこで弊社は、毎日新聞社に対して損害賠償を求め、平成19年4月12日、東京地方裁判所に提訴し、平成20年9月12日、毎日新聞社に対して損害賠償として金110万円を支払うことを命じる勝訴判決が下りましたが、毎日新聞社はこれを不服とし、東京高等裁判所に控訴しておりました。

東京高等裁判所で半年近く攻防を尽くし、平成21年3月26日に判決言渡し期日が入っておりましたが、毎日新聞社は勝訴を見込みがないと判断して控訴を取り下げました。新聞社が自らの控訴を取り下げるとするのは極めて異例なことと思われませんが、これによって、毎日新聞社が運営していたインターネット上のニュースサイトであるウェブページの速報欄および携帯電話向けに毎日新聞社が配信していたニュース配信サービスの各見出しが弊社の名誉を毀損すると判断した1審の勝訴判決が確定し、あらためて弊社の主張の正当性が明らかになったと言えます。

本件につきましては、お客様をはじめ、株主様各位に多大なご心配・ご不安をおかけいたしました。以上のお通り、毎日新聞社の控訴取り下げにより、弊社勝訴の最終結論が出ましたので、謹んでここにご報告させていただきます。

以上